

勤務時間告示違反や点呼未実施の厳罰化

令和6年9月

今回の改正では、酒酔い・酒気帯び運転に係る行政処分基準の強化（トラック、バス、タクシーが対象）として、新たに「指導監督義務違反」についての量定が定められ、酒酔い・酒気帯び運行が行われた場合において、飲酒が身体に与える影響、飲酒運転、酒気帯び運転の禁止に関わる指導が未実施の場合は、初違反で100日車、再違反で200日車の処分が課される。さらに、酒酔い・酒気帯び運行が行われた場合において点呼が未実施の場合の「点呼の実施違反」も新たに設定され、初違反で100日車、再違反で200日車の処分となる。

また、トラックを対象に、「勤務時間等告示の順守違反」に関しての量定が変更され、これまでの未順守計16件での上限を廃止し、未順守計6件以上の場合、初違反で未順守1件あたり2日車、再違反で未順守1件あたり4日車に引き上げられる。

「点呼の未実施」に関しても、これまでの未実施50件以上で20日車の上限があった基準を変更し、未順守20件以上の場合、初違反で未順守1件あたり1日車、再違反で未順守1件あたり2日車へと処分の厳罰化を実施することとなる。

■酒酔い・酒気帯び運転に係る行政処分基準の強化（トラック・バス・タクシー）

酒酔い・酒気帯び運転で以下の違反が判明した場合 ・指導監督義務違反 ・点呼の実施違反	→→→→	違反行為基準を新設 いずれも初違反100日車、再違反200日車の処分
---	------	--

■勤務時間等告示の遵守違反（トラックのみ）

未違反5件以下	初違反	警告	改正後 →→→→	未違反5件以下	変更なし	
	再違反	10日車				
未違反6～15件	初違反	10日車	→→→→	未違反6件以上	初違反	1件当たり2日車
	再違反	20日車			再違反	1件当たり4日車
未違反16件以上	初違反	20日車				
	再違反	40日車				

■点呼の未実施（トラックのみ）

未違反19件以下	初違反	警告	改正後 →→→→	未違反19件以下	変更なし	
	再違反	10日車				
未違反20～49件	初違反	10日車	→→→→	未違反20件以上	初違反	1件当たり1日車
	再違反	20日車			再違反	1件当たり2日車
未違反50件以上	初違反	20日車				
	再違反	40日車				